

賃貸借及び保守契約書（案）

- 1 賃貸借及び
保守物件名 令和8年度L A N用プリンタの賃貸借及び保守
- 2 規格及び数量 仕様書のとおり
- 3 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額円)
月額 円
(うち消費税及び地方消費税の額円)
- 4 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 物件の設置場所 仕様書のとおり
- 6 契約保証金 免除

上記賃貸借及び保守物件名（以下「物件」という。）について、支出負担行為担当官北海道農政事務所長 小島 吉量（以下「甲」という。）と
(以下「乙」という。)との間に、乙所有の物件の賃貸借及び保守について、上記各項及び次の契約条項により賃貸借及び保守契約を締結するものとする。
この契約の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2番22号
エムズ南22条ビル第2ビル
支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 小島 吉量

乙

契約条項

(目的)

第1条 乙は、乙所有の物件を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、物件が常時正常な状態で使用できるよう設置するとともに保守を行うものとし、甲はその対価として代金を支払うものとする。

なお、この契約の実施に関しては、頭書に定めるもののほか、この契約条項によるものとする。

(所有権の表示)

第2条 乙は、物件に所有権の表示をするものとする。

(物件の使用、管理)

第3条 甲は、物件の設置場所の温度、湿度、通風及びその他良好な環境に保持すること等、善良なる管理者の注意をもって物件を管理するものとする。

- 2 甲の故意又は重大な過失により物件に損傷を与えたときは、乙は甲に対してその賠償を請求することができる。
- 3 甲は、物件を第三者の権利の目的物とすることはできない。

(保険)

第4条 乙は、物件について賃貸借契約期間中、乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結させ、その費用を負担するものとする。

- 2 甲は、前項の保険契約に定める保険事故が生じたときは直ちに乙に通知するものとする。
- 3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(物件の保守管理)

第5条 乙は、物件が正常に作動するよう、物件の調整、修理又は部品の交換等（以下「一般保守」という。）所要の保守を行わなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失により生じた一般保守に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 甲は、乙に対して特別の保守（物件に改良を加える等、一般保守を超えた保守をいう。以下一般保守及び特別の保守を総称して「保守」という。）を要求することができる。ただし、それに要する費用は甲が負担するものとする。
- 3 物件の保守の不完全又は故障により甲の業務に支障が生じたときは、物件が正常な状態で使用できなかつた日数に相当する代金額を当該月額代金から減額するものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により物件が故障した場合であつてその故障が回復するまでは、この限りでない。

(検査)

第6条 乙は、前条第1項の一般保守管理が完了したときは、その都度保守管理通知書を提出して、検査のため甲が命じた者（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、前項の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

(代金の支払)

第7条 乙は、甲が物件を使用した月の翌月に、頭書3に定める代金の月額（以下「月額代金」という。）を甲に書面（以下「請求書」という。）をもって請求するものとする。

ただし、請求額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に月額代金を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第8条 甲が約定期間内に月額代金を支払わないときは、その翌日から起算して支払いを行う日までの日数に応じ、当該未払代金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示にて定められた率で計算した遅延利息を、乙は甲に請求することができる。ただし、遅延の原因が天災地変等やむを得ないものであるときは遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の遅延利息の額が100円未満であるときは支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第9条 国庫債務負担行為に係る契約において、各会計年度における代金の支払の限度額は、次のとおりとする。

令和8年度	円	令和9年度	円	令和10年度	円
令和11年度	円	令和12年度	円		

(支援体制)

第10条 乙は、甲が行うシステムの運営等にかかる助言、指導等の技術的支援を適宜行うための支援体制をとるものとする。

(補給品)

第11条 物件に使用する補給品については、甲は、乙と協議して定めたものを使用するものとする。

2 甲が前項の補給品以外のものを使用したことによって生じた物件の事故については、乙はその責任を負わない。

(物件の取替、改造)

第12条 甲が物件の取替又は改造を必要とするときは、甲はあらかじめ書面をもって乙に協議するものとし、これに要する費用の負担は、その都度甲、乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項により装置の取替又は改造を甲の指示するところに従い、実施するものとする。

(他の機械器具の取付け)

第13条 甲は、物件に他の機械器具を取り付ける必要が生じたときは、あらかじめ書面をもって乙に協議するものとし、これに要する費用は甲が負担するものとする。

2 前項による他の機械器具の取付けは甲の指示するところに従い、乙が実施するものとする。

3 前項による他の機械器具の費用及び搬入費用等は、甲の負担とする。

(物件の移転)

第14条 甲は、物件を頭書5に定める設置場所から他の場所へ移転する必要が生じたときは、あらかじめ書面をもって乙に協議するものとし、その費用は頭書3に定める契約金額とは別に甲が負担するものとする。ただし、仕様書4に記載の乙が負担する費用は、この限りではない。

(物件の返還)

第15条 この賃貸借契約が期間満了、契約解除等により終了したときは、甲は他の機械器具を取り外して、物件を乙に返還するものとする。なお、物件を返還した後の旧設置場所の修復に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 物件の返還に要する荷造り及び運送の費用は、乙が負担するものとする。

(契約の解約)

第16条 甲は、自己の都合により、その1か月以上前に乙に書面をもって予告することによりこの契約を解約することができるものとする。

(秘密の保持及び情報セキュリティの確保)

第 17 条 甲、乙は、この契約の実施に際して知り得た相手方の秘密をこの契約の終了後においても、第三者に漏らし、又はほかの目的に利用してはならない。

2 乙は、従業員を甲の設置場所に立ち入らせる場合は、当該従業員に身分証明書を携行させなければならない。

3 乙は、この契約の実施に際しては農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則等について説明を受けた上、次の条項を遵守し情報セキュリティを確保するものとする。

(1) システムの管理

重要なシステムを追加、変更、廃棄等した場合は、その際の設定、構成等の履歴を記録し、厳重に管理すること。

(2) システムの開発

システム開発及び保守時の事故・不正行為対策のため、次の事項を必ず定めることとする。

ア 責任者、監督者を定めること。

イ 作業者及び作業範囲を明確にすること。

ウ システム開発及び保守等の事故・不正行為に係るリスク分析を行うこと。

エ 開発・保守するシステムは、可能な限り運用システムと切り離すこと。

オ 開発・保守に際しては、可能な限りソースコードの提出をすること。

カ 開発・保守に際しては、セキュリティ上問題となりうるおそれのあるソフトウェアを使用しないこと。

キ 開発・保守の際のアクセス制限を明確にすること。

ク 機器の搬出入は、システム管理者が立ち会いを求め、その内容を確認してもらうこと。

ケ 開発・保守記録の提出をすること。

コ マニュアル等は、定められた場所に納入すること。

サ 開発・保守を行った者のユーザ ID、パスワードを当該開発・保守終了後速やかに抹消すること。

(3) システムの導入

ア 新たにシステムを導入する場合は、原則として既に稼働しているシステムに接続する前に十分な試験を行うこと。ただし、導入前に十分な試験を行うことが困難な場合は、リスク分析を行い、システム管理者と協議の上、その結果を踏まえ対処方針を決定すること。

イ 試験に使用したデータ及びその結果は厳重に保管すること。

(4) ソフトウェアの保守及び更新

ア ソフトウェア（独自開発ソフトウェア、汎用ソフトウェア）を更新又は一部修正プログラムを組み込む場合は、不具合、他のシステムとの相性等の確認を行うこと。

イ 情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に対処した修正プログラムについては速やかに組み込むこと。また、更新することによって、従来に増して強固なセキュリティ対策ができる場合は、早期にシステム管理者に情報を提供すること。

(5) 情報機器の廃棄等

情報が記録された情報機器を廃棄する場合は、その内容が絶対に復元できないようにすること。

なお、情報機器の廃棄に関しては、データ消去実施日時、HDD 情報、実施結果、消去方法等の消去記録とコメントを記した消去作業完了証明書を提出すること。

(損失負担)

第 18 条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告をし、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告をし、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときはその限

度において甲の負担とする。

- 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(契約の解除)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 甲又は乙が、相手方がこの契約を履行しない、又は履行しないおそれがあると認めたとき
(2) 天災地変等やむを得ない事由によりこの契約を履行することができなくなったとき

(違約金等)

第20条 甲は、前条第1号によりこの契約を解除する場合は、違約金として契約金額から履行部分に相当する金額を控除した額の10パーセントを乙に請求することができるものとする。この場合の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第21条 乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、効率的な履行を図るため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再請負」という。）を必要とするときは、あらかじめ別紙様式に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。ただし、再請負ができる業務は、原則として契約金額に占める再請負金額の割合（「再請負比率」という。以下同じ。）が50パーセント以内の業務とする。
3 乙は、前項の承認を受けた再請負について、その内容を変更する必要が生じたときは、同項に規定する様式に必要事項を記入して、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
4 乙は、再々請負（再々請負以降の請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々請負の相手方の住所、氏名及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに、甲に届け出なければならない。
5 乙は、再請負の変更に伴い再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
6 甲は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
7 再請負する業務が請負業務を行う上で発生する事務的業務（印刷・製本、翻訳、会場設営及び運送・保管に類する業務）であって、再請負比率が50パーセント以内であり、かつ、再請負する金額が100万円以下である場合には、軽微な再請負として第2項から前項までの規定は、適用しない。

(再請負の制限の例外)

第21条の2 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、再請負する業務が次の各号に該当する場合、乙は、請負業務の主たる部分及び再請負比率が50パーセントを超える業務を請け負わせることができるものとする。

- (1) 再請負する業務が海外で行われる場合
(2) 広報、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
(3) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
2 前項各号の再請負がある場合において、再請負比率は、当該再請負の金額を全ての再請負の金額及び契約金額から減算して計算した率とする。（再委託の制限及び承認手続）

(権利義務の譲渡等)

- 第22条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 乙がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 乙から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による売掛債権の譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 前項の場合において、譲受人が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、甲が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第23条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第24条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8

条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

別紙様式

請負契約再請負承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道農政事務所長 宛

(請負者)

住所

氏名

令和 年 月 日付けで締結した令和8年度LAN用プリンタの賃貸借及び保守契約について、下記のとおり再請負したいので、契約書第21条の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 再請負先の相手方の住所及び氏名
- 2 再請負の業務範囲
- 3 再請負の必要性
- 4 再請負の金額
- 5 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再請負先及び再請負の契約金額（限度額を含む。）を特定できない事情があるときはその理由を記載すること。

なお、再請負の承認後に再請負先及び再請負の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

- 2 再請負の承認後に再請負の相手方、業務の範囲又は契約金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
法的な責任を超えた不当な要求行為
- (2) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (3) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (4) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これによ

- り乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。